

## 申請者の本人確認書類の写しの添付が必要です。

「なりすまし」などによる第三者からの虚偽の申請による補助金の不正受給を防ぐため、補助金交付申請時に下記の証明の写しの添付が必要です。

※ 有効期限内のものに限ります。

※ 国民健康保険・後期高齢者医療・健康保険・船員保険の被保険者証は、令和7年12月2日以降は、本人確認書類として利用できません。

### 1点で良いもの

○マイナンバー（個人番号）カード ○運転免許証 ○旅券（パスポート） ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○戦傷病者手帳 ○宅地建物取引主任者証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○認定電気工事従事者認定証 ○特種電気工事資格者認定証 ○耐空検査員の証 ○航空従事者技能証明書 ○運航管理者技能検定合格証明書 ○動力車操縦者運転免許証 ○教習資格認定証 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○警備業法第23条第4項に規定する合格証明書 ○在留カード ○特別永住者証明書 ○公務員の身分証 ○運転経歴証明書（平成24年4月1日以降発行のものに限る。）

※ 上記に含まれない健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証は利用できますが、顔写真のないものはほかの証明書とあわせて2点必要となる場合があります。

### 2点必要なもの

下記のうち2点を添付してください。

なお、下記1の証明書は、必ず1点は必要です。

1. 健康保険の資格確認書、介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険または船員保険に係る年金証書、共済年金または恩給の証書、住民基本台帳カード（写真なし）、交付請求書上に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書、検定合格証、敬老手帳、生活保護者受給者証、市区町村が発行した医療証
2. 法人（国若しくは地方公共団体を除く）が発行した身分証、国または地方公共団体の機関が発行した顔写真付き資格証明書